

金融機関向けIFRS最新情報

IASB再公開草案「リース」公表後の動向

有限責任監査法人 トーマツ

2015年1月



————— 2015年1月21日 IASB/FASB合同会議 —————

リース - IASB/FASBは借手の開示の要求事項を審議

記: 2015年1月23日

概要

- 2015年1月21日の合同会議において、IASB/FASBは、リース会計の指針の改訂の再審議を継続
(両審議会は、指針の一部について見解が分かれているが、IFRSと米国会計基準の将来の相違を最小化するために、合同の審議を継続する)
- 特に、借手に対してリース活動についてのより堅牢な定性的及び定量的な開示を要求する、両審議会の2013年5月の公開草案(ED)「リース」の開示の要求事項に関して受取ったフィードバック及びスタッフの分析について審議
- 合同会議における暫定決定の概要は次のとおり

次のステップ

- 両審議会は、今後の合同会議において、経過措置、発効日、その他の項目を含む、提案されたリースの指針に関する残りの項目について審議する予定

借手の開示の要求事項(1/7)

開示の目的

- 両審議会は、「財務諸表利用者がリースから生じるキャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性を理解できるようにする」と記載した2013年EDのリースの開示の目的を再確認した
- 両審議会は、さらに、この目的を満たすために開示に含める必要がある詳細さの水準(すなわち、提供される情報を集約するか、分解するか)を借手が判断する、EDの要求事項を維持することを決定した

定性的な開示

- 2013年EDは、借手に対して以下に関する定性的な情報の提供を要求する
 - (1) リースの内容
 - (2) まだ開始していないが借手にとっての重大な権利及び義務を創出するリース
 - (3) リース会計基準を適用する際に行った重要な仮定及び判断
 - (4) セール・アンド・リースバック取引の主要な契約条件
 - (5) 短期リースについての会計方針の選択
- フィードバックは、そうした開示は有用な情報となりうるが、それらは、財務諸表作成者のリースのポートフォリオの性質及び多様性による「決まり文句(boilerplate)」となる文言をも含むことを指摘した。
財務諸表利用者は、両審議会在、これらの開示について要求される分解の水準に関して、追加的な指針を提供することにより、「決まり文句」となる開示を回避しうることを示唆した

IASB

- IASBは、定性的な開示の要求事項を維持しないことを決定した。
代わりに、借手に対して全体的な開示の目的を満たすために十分な追加の情報の開示を要求することを決定した

FASB

- FASBは、借手に対してリースに係る定性的な開示を要求することについて、2013年EDの提案を再確認することを暫定的に同意した。
但し、この情報を提供するための分解の水準に係る追加的な指針を提供しないことにも同意した

借手の開示の要求事項(2/7)

定量的な開示

IASB/FASBの決定

リース負債の調整表

- 2013年EDは、企業に対して、リース負債に係る割引の毎期の巻戻し及びその負債の帳簿価額に係る更なる洞察を提供する他の項目を含む、リース負債の期首残高と期末残高の調整表を提供することを要求した
- 但し、フィードバックは、この要求事項は、実施のためにコストがかかり、負担となる可能性があることを示唆した。更に多くの回答者は、同様の要求事項は他の金融負債においては存在していないと指摘した
- 従って、両審議会は、提案されたこの要求事項を削除することに暫定的に同意した

リース費用総額

- FASBは、タイプAとタイプBのリース費用を別個に表示するという2013年EDの要求事項を維持することを票決した (IASBは、これまでに、借手は全てのリースをタイプAとして会計処理することを決定している)
- 両審議会は、タイプAのリースに関して、使用権資産の償却費用 (IASBについては資産のクラス毎に) 及びリース負債の利息費用について別個の開示を要求することを暫定決定した
- また、FASBは、開示される費用項目は資産計上された部分又は損益計算書の他の項目に組込まれた部分を含むことを明確にすることを決定した

短期リース費用

- 両審議会は、短期リースに関する費用を別個に表示することを決定したが、その開示には、30日超1年以下の短期リースを含めることのみを企業に要求することを決定した。この規定は、重要でない短期リース (例えば、従業員の出張のための日次の自動車レンタル) について開示を提供することの負担を排除する

借手の開示の要求事項(3/7)

定量的な開示

IASB/FASBの決定

変動リース費用

- 両審議会は、変動リース料(例えば、小売業者の収益に基づくリース料)に関する開示について、そうした情報は損益計算書、キャッシュ・フロー計算書又は補足的な開示において別個に表示されないことから、有用であることに合意した
- 従って、両審議会は、期間中に生じた変動リース費用を開示する2013年EDの要求事項を維持することを決定した

サブリース収益

- 2013年EDは、サブリース収益に関する開示の要求事項を含んでいなかった
- しかし、スタッフは、サブリース収益に係る追加的な開示は、企業のリース活動を財務諸表利用者が理解する助けになると指摘した
- 従って、両審議会は、借手に対してサブリース収益の開示を要求することを暫定決定した

リース負債に含まれる金額のための現金支払

IASB

- IASBは、借手に対して、リースのキャッシュ・フローを別個に表示することを要求する2014年6月の暫定決定を再確認した。
しかし、IASBは、その開示について、キャッシュ・アウトフローのみを含め、サブリースのキャッシュ・インフローと相殺しないことを明確にした

FASB

- FASBは、タイプA及びタイプBのリースのキャッシュ・フローについて、リースの種類毎の性質に基づいて別個に表示することを暫定決定した

借手の開示の要求事項(4/7)

定量的な開示

IASB/FASBの決定

加重平均残存リース期間

- 現行の指針及び2013年EDの何れも、残存リース期間の開示に関連した特定の要求事項を含まないが、FASBは、その情報を(リース負債の満期分析とともに)表示することは、財務諸表利用者が借手の将来の所要流動性をより良く理解することを可能とすることから、有用であると考えた
- 従って、FASBは、借手がこの情報を開示すること、この情報をタイプA及びタイプBのリースについて別個に開示することを暫定合意した(IASBは、同様の暫定決定には至っていない)

セール・アンド・リースバック取引に係る利得及び損失

- 2013年EDは、セール・アンド・リースバック取引により認識した利得及び損失を別個に開示することを要求した
- 関係者は、この要求事項に関して特定のフィードバックを提供しなかったが、両審議会は、セール・アンド・リースバック取引特有の情報を提供することから、これを維持することを暫定決定した

表形式の表示

- 両審議会は、リース費用に関連した情報を表形式で表示すべきか否かを審議した。
両審議会は、概ね、表形式を選好したが、IASB/FASBの何れも、他の形式の使用を禁止しないことを決定した
- 更に、IASBは、全ての借手の開示を、財務諸表の単一の注記又は別個のセクションで提供することを、企業に要求することを暫定決定した

借手の開示の要求事項(5/7)

定量的な開示

IASB/FASBの決定

リース負債の満期分析

- 両審議会は、リース負債の満期分析を開示する現在の要求事項を維持するか否かを審議した。
一部の者は、その情報は冗長であると考えたが、両審議会は、財務諸表作成者の若干の追加コストにより有用な情報になることから、最終的にこの開示の要求事項を維持することを決定した
- IASBは、満期分析の提供に関連する2013年EDの要求事項を維持することを暫定決定したが、開示の期間の構成を修正することを決定した。
2013年EDは、企業に、今後5年間の各年度及び残りの年度に係る合計額について割引前キャッシュ・フローを開示することを要求する。IASBは、この要求事項を、企業に適切な期間の構成を決定するための判断を行うことを要求するIFRS第7号「金融商品:開示」と合わせるように、修正することを決定した

借手の開示の要求事項(6/7)

定量的な開示

IASBのみの決定

資産の種類による使用権資産

- IASBは、財務諸表利用者が企業のリースのポートフォリオをより良く理解することを可能とすることから、借手に対して、原資産のクラス毎の使用権資産の増加及び帳簿価額の開示を要求することを暫定決定した。
この決定は2013年EDと整合している

少額資産のリース費用

- 2014年3月の会議において、IASBは、少額資産のリースの認識及び測定に係る免除規定を提供することを暫定決定した。
その免除規定は、重要でない少額資産のリースの会計処理に関する救済を提供する。
IASBは、少額資産のリース費用を別個に開示することを要求することを暫定決定した。

使用権資産の調整表

- IASBのEDは、借手に対して使用権資産の期首及び期末残高の調整表の開示を要求していた。これには、期間中における使用権資産の増加、延長及び償却費に関する変動(原資産のクラス毎に)が含まれる。
その開示の要求事項は、IAS第16号「有形固定資産」における要求事項に類似する。
IASBは、この要求事項の実施によるコストと複雑性に関してフィードバックを受取り、このフィードバックに基づいて、使用権資産の調整表に係る要求事項を削除することを暫定決定した

借手の開示の要求事項(7/7)

定量的な開示

FASBのみの決定

リース負債と交換に取得した使用権資産

- FASBは、財務諸表利用者がその情報を有用と認める可能性があると考えことから、タイプA及びタイプBの両方のリースについて、リース負債と交換で取得した使用権資産を補足的な非資金取引として開示する、2013年EDの借手に対する要求事項を維持することを票決した
- 更に、FASBは、その項目を「リースの開始により創出された負債」と称することにより、より明確に分類することを決定した

タイプBのリースに係る加重平均割引率

- タイプAのリースの利息費用は開示され、財務諸表利用者はタイプAのリースの加重平均割引率を算定できるが、2013年EDに対するフィードバックは、借手はタイプBのリースの割引率も開示すべきであると示唆した。従って、FASBは、借手に対してタイプBのリースの加重平均割引率の開示についても要求することを決定した

非リース構成部分に係るコミットメント

- 2013年EDは、企業に対してリース契約の非リース構成部分に係るコミットメントの満期分析の開示を要求していた。FASBが受取ったフィードバックは、この要求事項は、借手がコミットした将来のキャッシュ・フローの理解に有用となり得るものの、比較可能性の問題をもたらし、また、これに従うためのコストと時間がかかることにもなり得ることを示唆していた。従って、FASBは、2013年EDにおける、この要求事項と重要な非リースのコミットメントに係る定性的な開示を削除することを決定した

非公開企業についての考慮

- 2013年EDは、非公開企業に対してリース負債の期首及び期末残高の調整表を要求しないとする選択を含んでいる。FASBは、全ての企業について、この要求事項を削除することを暫定決定した
- 更に、FASBは、他の開示の要求事項について、公開企業と非公開企業で同一とすることを決定した

Deloitte. トーマツ.

トーマツグループは日本におけるデロイトトウシュートーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング株式会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約7,800名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャルアドバイザーサービスをさまざまな業種にわたる上場・非上場クライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約200,000名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュートーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTLおよびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited